

令和5年度

寝屋川市包括外部監査結果報告書  
【概要版】

下水道事業に関する財務事務の執行及び  
経営に係る事業の管理について

寝屋川市包括外部監査人  
公認会計士 岡本 真理子



## 目 次

第1 包括外部監査の概要	6
1. 監査の種類	6
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	6
（1）監査の対象	6
（2）監査対象期間	6
3. 監査対象	6
4. 監査の実施期間	6
5. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	6
6. 監査の方法	6
（1）監査の視点及び監査要点	6
7. 監査の実施者	8
8. 利害関係	8
9. 指摘事項の記載方法	8
（1）「監査の結果」と「意見」	8
（2）表記の方法	9
第2 監査対象の概要	10
1. 上下水道局	10
（1）寝屋川市上下水道局の組織	10
（2）事務分掌	11
（3）職員配置	12
2. 下水道事業の概要	14
（1）沿革	14
（2）計画及び現況	17
（3）事業の状況	18
（4）施設の状況	19
3. 財政の状況	20
（1）財務諸表	20
（2）経営指標	24
4. 料金体系	28
（1）料金体系の推移	28
第3 監査の結果及び意見	29
1. 監査の結果及び意見の総括	29

2. 監査の結果及び意見の一覧 .....	29
-----------------------	----

- 金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入している。
- 報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。
- 原則として監査資料は令和4年度の資料を入手することとしているが、監査実施時点において令和4年度資料が作成または公表されていない場合等については、代替資料（令和3年度資料等）を入手することとしている。

# 第1 包括外部監査の概要

## 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

## 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

### （1）監査の対象

下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

### （2）監査対象期間

原則として令和4年度

ただし、必要に応じて過年度及び令和5年度の一部についても監査対象とした。

## 3. 監査対象

寝屋川市上下水道局のうち、下水道事業を所管する経営総務課及び下水道事業室

## 4. 監査の実施期間

令和5年4月1日より令和5年12月18日まで

## 5. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

寝屋川市下水道事業は公営企業として独立採算制により事業を運営している。人口減少等に伴い使用料収入が減少しているなか、将来にわたり安定的で持続的な経営を続けることが課題となっている。寝屋川市は令和元年度に策定した「寝屋川市上下水道事業経営戦略」において、人口減少や施設の経年化による更新需要増大等の課題を認識し、戦略的な投資計画、経費区分を明確化した上でのコスト縮減策等の施策を進め、より一層経営の効率化と経営基盤の強化を図る、としており、そのため、下水道事業ストックマネジメントの結果に基づく中長期の投資・財政見通しを踏まえた10年間の投資・財政計画を整理している。健全度を保つためには、近年の投資額を大きく上回る、年間最大13.6億円以上、平均でも9.1億円の投資が必要とされており、施設のダウンサイジングや費用削減、企業債発行と償還のバランス等、様々な課題がある。下水道事業はライフラインとして寝屋川市の重要な事業であり、将来のあるべき姿に向け、市が積極的に経営戦略の策定と実行に取り組んでおり、今後事業費として多くの支出も予定されることから、下水道事業にかかる事務の執行について監査を行うことは有意義なものと判断し、当該テーマを令和5年度の包括外部監査における特定の事件として選定した。

## 6. 監査の方法

### （1）監査の視点及び監査要点

本年度の包括外部監査における監査の視点及び監査要点は、以下のとおりである。

### 監査の視点①：合規性の視点

○下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方公営企業法等、関連する法令及び条例・規則等に従い、適切に行われているか。

### 監査の視点②：経済性、効率性、有効性（3E）等の視点

○下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済性、効率性、有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

#### 監査要点

##### 【全般】

- ・下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係する法令や条例等に従い、適正に行われているか。
- ・下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理を行う部署の組織体制、人員等が適切か。

##### 【経営管理】

- ・各種計画や経営戦略の策定にあたって採用した前提条件は、市の実情に照らして適切に設定されているか。
- ・各種計画や経営戦略の策定にあたって、適切な前提に基づいて投資計画、収支計画が策定され、持続可能な経営に向けた検討がなされているか。
- ・各種計画や経営戦略の策定にあたって、設定されたスケジュールや実施目標は妥当か。
- ・各種計画や経営戦略の策定にあたって、進捗管理は適切に行われているか。
- ・現在採用されている料金体系が、公益社団法人日本下水道協会の発刊する「下水道使用料算定の基本的考え方」に照らして、適切な水準となっているか。
- ・一般会計繰入金の算定が、地方公営企業法や公営企業に係る繰出基準（総務副大臣通知）等に照らして、適切なものとなっているか。また、市の実情に照らして妥当か。
- ・下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理において、資金計画や企業債（資本費平準化債を含む）残高の水準が市の実情に照らして妥当か。
- ・下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が民間活用や広域化等の先進事例を取り入れ、効果的かつ効率的に行われているか。

##### 【業務管理】

- ・収入及び債権管理について、関連する法令及び条例・規則等に従い、適切に行われているか。
- ・出納事務について、関連する法令及び条例・規則等に従い、適切に行われているか。
- ・契約事務について、入札・契約の公平性、公正性、透明性が確保されているか。
- ・固定資産台帳等の財産管理簿と現物は一致するか。また、異動があった場合は、適時かつ適切に処理されているか。
- ・遊休資産の利用可能性や除却等の検討が行われているか。
- ・地方公営企業会計基準に準拠した会計処理がなされているか。

## (2) 監査手続

「(1) 監査の視点及び監査要点」に記載したそれぞれの事項を検証するために、実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ・下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理に関する法令、条例、規則等の確認。
- ・下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理を行う部署へのヒアリングの実施。
- ・各種計画や経営戦略の策定、経営指標の設定について、監査人による再計算やデータ分析の実施
- ・令和4年度の委託業務一覧から抽出した契約サンプルについて、関係資料の閲覧
- ・上下水道局、南前川ポンプ場、高宮ポンプ場への現地視察の実施
- ・その他関係書類の閲覧、分析

## 7. 監査の実施者

包括外部監査人 公 認 会 計 士 岡 本 真 理 子

補 助 者 公 認 会 計 士 横 田 慎 一  
公 認 会 計 士 鳥 生 紘 平  
公 認 会 計 士 成 山 哲 平  
公 認 会 計 士 湯 本 規 子  
公 認 会 計 士 鷲 見 涉  
公 認 会 計 士 内 田 朋 宏  
弁 護 士 福 島 由 梨

## 8. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした特定の事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 9. 指摘事項の記載方法

### (1) 「監査の結果」と「意見」

包括外部監査は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査をするものである（地方自治法第252条の37第1項）。包括外部監査を実施するにあたっては、これらの事務の執行や事業の管理が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に、意を用いなければならないものとされている（地方自治法第252条の37第2項）。

そこで、地方自治法の規定並びに「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン及びQ&A」（公会計委員会研究報告第26号、日本公認会計士協会、令和2年2月20日）



3-2-2に従い、結論部分の記載において「監査の結果」（本文の表記上は単に「結果」と「意見」と見出しを付け、次のように区分した。

監査の結果	「事務の執行」における合规性（適法性と正当性）の観点から是正・改善を求めるもの
意見	監査の「結果」には該当しないが、合规性や経済性、効率性、有効性の観点から見て、不合理な事項等を発見した場合に、市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

なお、本年度に選定した監査テーマの対象が公営企業等であることから、「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン及びQ&A」（公会計委員会研究報告第26号、日本公認会計士協会、令和2年2月20日）Q27に従い、「経営に係る事業の管理」に関する3E（経済性、効率性、有効性）については、重要な指摘事項を「監査の結果」として記載する。

## （2）表記の方法

「監査の結果」と「意見」を特に端的に表現している箇所に対して下線を引いた。また、結論部分の末尾には、（ ）で「結果」（監査の結果）若しくは「意見」と明示したうえで、通番を付し、事後的に措置状況を検証しやすいようにした。

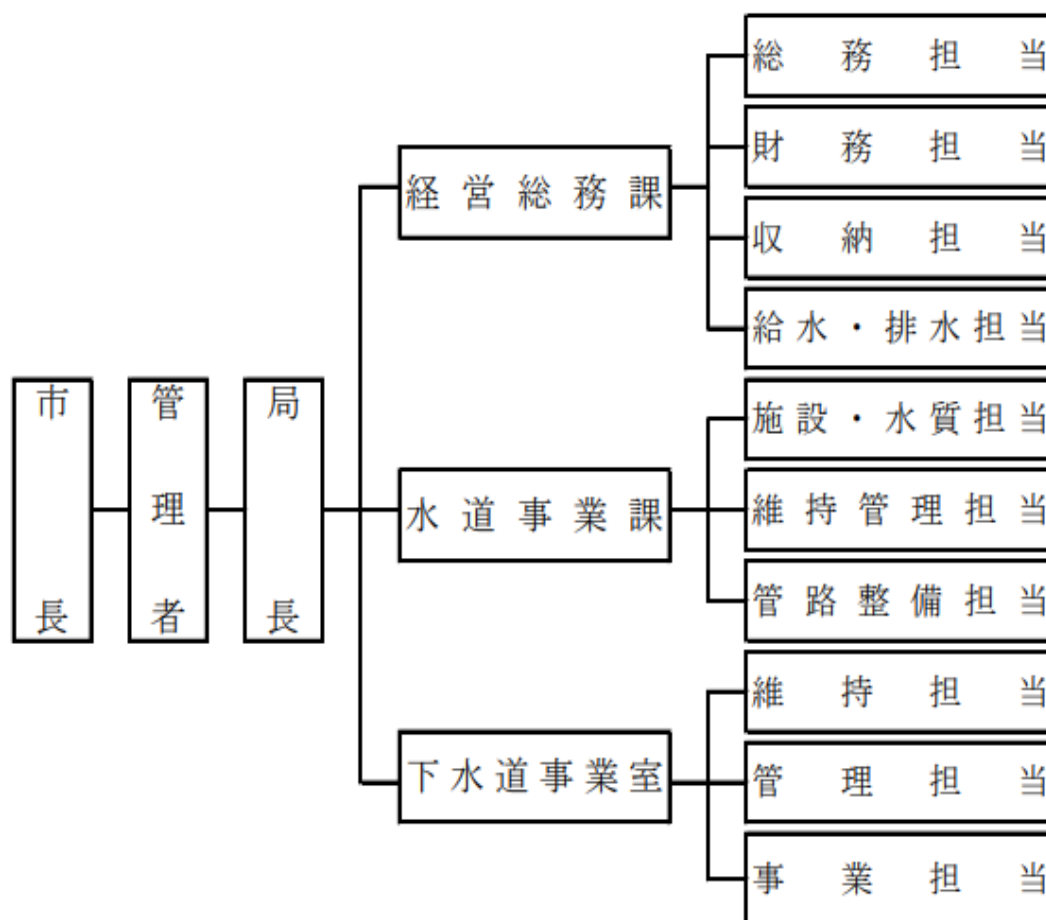
## 第2 監査対象の概要

### 1. 上下水道局

#### (1) 寝屋川市上下水道局の組織

寝屋川市（以下、「市」という。）の下水道事業を担う上下水道局の組織図（令和5年4月1日現在）は【図表1】のとおりである。なお、監査の対象となるのは、第1 監査対象で記載したとおり、下水道事業を所管する経営総務課及び下水道事業室である。

【図表1 組織図】



(出所：市提供資料)

(2) 事務分掌

監査の対象となる市上下水道局経営総務課及び下水道事業室の事務分掌は【図表2】のとおりである。

【図表2 事務分掌一覧】

上下水道局	分 掌 事 務
経営総務課	(1) 文書の收受発送及び保管並びに公印の管理に関する事。           (2) 条例、規程等の制定及び改廃の手續に関する事。           (3) 職員の任免、給与、分限、賞罰及び服務に関する事。           (4) 職員の保健衛生、福利厚生、労務及び公務災害補償に関する事。           (5) 公有財産の取得、管理及び処分に関する事。           (6) 車両の管理等に関する事。           (7) 庁舎の維持管理に関する事。           (8) 入札関係事務並びに請負契約及び委託契約に関する事。           (9) 上下水道施設の拡張、整備及び改良並びに受託工事の完成検査に関する事。           (10) インターネットの運用及び情報提供に関する事。           (11) 局内の総合調整に関する事。           (12) 局の庶務に関する事。           (13) 予算及び決算に関する事。           (14) 財政計画及び資金計画に関する事。           (15) 業務及び計理状況の報告に関する事。           (16) 企業債及び一時借入金に関する事。           (17) 事業経営の調査及び分析に関する事。           (18) 現金、有価証券及び物品の出納保管に関する事。           (19) 出納取扱金融機関等の指定に関する事。           (20) 前号までに掲げるもののほか、局内の他課の所管に属さない財務処理に関する事。           (21) 流域下水道事業の連絡調整に関する事。           (22) 水道料金、下水道使用料及び都市計画下水道事業受益者負担金の調定及び徴収業務に関する事。           (23) 給水停止処分に関する事。           (24) 上下水道使用に関する諸届に関する事。           (25) 使用水量の計量及び認定に関する事。           (26) 量水器の維持管理に関する事。           (27) 給水装置及び給配水装置工事の受付、設計審査、各種申請及び竣工検査に関する事。           (28) 貯水槽水道の新設に係る調整指導に関する事。

	(29) 給水装置工事事業者の指定及び当該指定の取消し等に関すること。 (30) 指定給水装置工事事業者の指導監督に関すること。 (31) 違反の給水装置工事に対する指導監督に関すること。 (32) 給水装置に係る加入金及び手数料等の認定に関すること。 (33) 排水設備に関すること。 (34) 公共下水道に係る工場等への指導及び調査に関すること。 (35) 水洗便所改造資金の助成及び融資あっせんに関すること。
下水道事業室	(1) 公共下水道事業計画の策定に関すること。 (2) 公共下水道工事の施行に関すること。 (3) 下水道台帳の整備及び管理に関すること。 (4) 下水道施設の維持管理に関すること。 (5) 災害復旧事業の設計、施工及び監督に関すること。 (6) 開発行為に係る排水施設の行政指導に関すること。 (7) 公共下水道の雨水対策に関すること。

(出所：寝屋川市上下水道局事務分掌規程)

### (3) 職員配置

#### ① 職員配置の状況

市下水道事業における職員配置の状況は、【図表3】のとおりである。令和4年度末においては、16名の職員が配置されており、内訳は技術職員12名、事務職員が4名である。

【図表3 職員配置の状況】

(単位：人)

職種	令和2年度	令和3年度	令和4年度
技術職員	13	12	12
事務職員	4	6	4
合計	17	18	16

※年度末現在の人数

※再任用、会計年度任用職員含む。

(出所：市提供資料)

#### ② 年齢別の職員配置の状況

年齢別の職員配置の状況は、【図表4】のとおりである。令和5年3月31日現在の職員の年齢構成を見ると、50代以上が技術職員、事務職員ともに75.0%と多くの割合を占めている。職員の年齢構成は、各年代が均等な割合で構成されることが理想であるが、現状の市の年齢別職員構成には偏りがあるため、今後、特定の時期に定年退職が集中し、技術等のノウハウの継承や職員の補充が困難になる等の問題が生じるおそれがある。

【図表4 職員の年齢構成】

(単位：人)

年代	技術職員	事務職員	合計
20代	0	0	0
30代	2	0	2
40代	1	1	2
50代	5	0	5
60代	4	3	7
合計	12	4	16

※令和5年3月31日現在の人数

※再任用、会計年度任用職員を含む。

(出所：市提供資料より監査人作成)

## ③ 経験年数別の職員配置の状況

下水道事業における経験年数別の職員配置の状況は、【図表5】のとおりである。技術職員は比較的均等に配置されている一方で、事務職員は経験年数に偏りがあるため、今後の職員の異動を踏まえて、事務分担やノウハウの継承を進める必要がある。

【図表5 職員の経験年数】

(単位：人)

経験年数	技術職員	事務職員	合計
1年未満	0	0	0
2年未満	1	2	3
3年未満	1	1	2
4年未満	2	0	2
5年未満	2	0	2
6年未満	2	0	2
7年未満	0	1	1
8年未満	2	0	2
9年未満	1	0	1
9年以上	1	0	1
合計	12	4	16

※令和5年3月31日現在の人数

※再任用、会計年度任用職員を含む。

(出所：市提供資料より監査人作成)

## 2. 下水道事業の概要

### (1) 沿革

市の下水道は、市街地の雨水を排除することにより浸水を防ぎ、良好な生活環境を築くため、昭和 37 年度から都市下水路事業として、水路等の整備を実施したのが始まりである。

昭和 40 年度には、一級河川寝屋川の沿岸都市の環境改善を図るため、大阪府が寝屋川北部流域下水道事業に着手し、市においても昭和 44 年度から流域関連公共下水道事業に着手した。

さらに、昭和 45 年度から公共下水道事業特別会計を設置し、本格的に公共下水道事業を開始し、昭和 47 年度から供用開始されている。公共下水道の汚水の普及率を促進するため、昭和 60 年度を初年度とする第一次公共下水道整備六箇年計画、平成 3 年度から第二次公共下水道整備五箇年計画、平成 8 年度から第三次公共下水道整備十箇年計画に基づき、市の重要施策として積極的に汚水整備事業に取り組んできた。

下水道人口普及率については、平成 15 年度末において既に 99.7%に達しており、市街化区域における汚水整備は、ほぼ完了している。これに伴い、「建設・整備」から「維持管理・更新」へシフトした事業実施が必要であり、経年劣化した管渠等下水道施設の改築・更新を計画的かつ効率的に進めていくことが重要となる。このような状況を踏まえ、平成 25 年度に公共下水道管渠のライフサイクルコスト削減と計画的な改築・更新を進めるために、下水道長寿命化計画を策定するとともに、平成 30 年度には、令和元年度から令和 5 年度までの 5 か年の「下水道ストックマネジメント計画に定める改築実施計画」を策定し、下水道管の長寿命化を行っている。また、資産管理（アセットマネジメント）の一層の適正化と経営・財務状況の明確化及び市民に対する説明責任（アカウンタビリティ）の向上を図ることを主たる目的として、平成 25 年度から下水道事業に地方公営企業法を適用し、企業会計方式を導入した。

令和 3 年度には、公共下水道雨水対策事業として古川雨水幹線整備事業古川雨水幹線バイパス管工事に着手し、さらに、令和 4 年度には、平成 28 年度から整備を進めてきた高宮ポンプ場が完成した。今後も、浸水の防除・公共用水域の水質保全という公共下水道の使命を果たすことを目的に、下水道施設の適切な維持・管理を行うとともに、幹線管路及び終末処理場を管理する大阪府とも連携を図り、持続可能な下水道事業運営に努めているところである。

市下水道事業の具体的な事業の推移は【図表 6】のとおりである。

【図表6 事業の推移】

年度	主なできごと
昭和 37	都市下水路事業実施
昭和 44	公共下水道事業認可（寝屋川第二排水区認可）公共下水道事業工事着手
昭和 45	寝屋川都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行 公共下水道事業特別会計設置 下水道部新設
昭和 47	寝屋川市下水道条例施行 公共下水道供用開始 下水道使用料、受益者負担金徴収開始 水洗便所設備資金貸付基金制度、水洗便所改造資金助成制度の開始 公共下水道事業認可変更（事業認可計画区域の拡大）
昭和 50	公共下水道事業認可変更（事業認可計画区域の拡大等）
昭和 51	下水道使用料改定（累進従量制、平均改定率 129.0%）
昭和 52	公共下水道事業認可変更（事業認可計画区域の拡大等）
昭和 54	下水道使用料改定（累進従量制、平均改定率 64.0%） 公共下水道事業認可変更（事業認可計画区域の拡大）
昭和 55	南前川（雨水）ポンプ場着工
昭和 57	下水道使用料改定（基本料金制採用、平均改定率 66.8%） 下水道受益者負担金改正（支払方法を3年6回分割から2年6回分割に変更） 公共下水道事業認可変更（事業認可計画区域の拡大） 南前川（雨水）ポンプ場完成 水洗便所設備資金貸付基金制度を水洗便所改造資金融資あっせん制度へ変更 公共下水道事業認可変更（幹線ルート変更）
昭和 60	第一次公共下水道整備六箇年計画 公共下水道事業認可変更
昭和 62	公共下水道事業認可変更（事業認可計画区域の拡大）
平成 3	第二次公共下水道整備五箇年計画
平成 5	公共下水道事業認可変更（事業認可計画区域の拡大）
平成 8	第三次公共下水道整備十箇年計画
平成 9	下水道使用料改定（平均改定率 17.6%）
平成 10	公共下水道事業認可変更（幹線管渠の表示方法の変更等）
平成 11	公共下水道事業認可変更（事業年度の延伸）
平成 13	公共下水道事業認可変更（幹線管渠の表示方法の変更等）
平成 16	下水道使用料改定（平均改定率 19.8%）
平成 18	公共下水道事業認可変更（市街化調整区域を含めた計画区域の拡大）
平成 19	平成 20 年 3 月末をもって寝屋川北部広域下水道組合（一部事務組合）解散
平成 21	下水道使用料改定（平均改定率 20.4%）

平成 22	下水道企業会計システム構築業務に着手（平成 24 年度まで債務負担行為を設定） 企業会計化後の水道事業との組織統合を進めるため、下水道室をまち建設部から 水道局に組織変更
平成 24	公共下水道事業認可変更（事業年度の延伸等）
平成 25	地方公営企業法全部適用 水道事業との更なる組織統合により、上下水道局を発足
平成 26	下水道使用料改定（消費税率の改定(8.0%)に伴う転嫁）
平成 27	下水道整備実施計画（平成 28 年度～平成 32 年度）策定
平成 28	高宮ポンプ場整備事業着手
平成 29	下水道ストックマネジメント実施方針の策定に着手 古川雨水幹線整備事業着手
平成 30	下水道ストックマネジメント実施方針策定
令和元	下水道使用料改定（消費税率の改定（10.0%）に伴う転嫁） 責任技術者登録を府下水道協会に一元化するための下水道条例の一部改正 上下水道事業経営戦略（令和 2 年度～令和 11 年度）策定
令和 2	受益者負担金の一括納付時における報奨金を廃止するための下水道事業受益者 負担に関する条例の一部改正が可決
令和 4	高宮ポンプ場整備事業竣工

（出所：市提供資料より監査人作成）



## (2) 計画及び現況

市は終末処理場を有しておらず、汚水処理については、大阪府が事業主体である寝屋川北部流域下水道に接続して、同流域下水道の処理場（鴻池水みらいセンター、なわて水みらいセンター）で処理している。そのため、市は、寝屋川北部流域関連公共下水道として下水道事業を行っている。市下水道事業の計画の概要は【図表7】のとおりである。

【図表7 公共下水道計画概要】

区分		単位	合流区域	分流区域	合計
全体計画	計画面積	ha	594	1,790	2,384
	計画人口	人	47,869	148,731	196,600
	計画汚水量（日最大）	m <sup>3</sup> /日	家庭排水 94,600 工場排水 5,510		
	計画事業年度	—	昭和44年度～		
事業計画	計画面積	ha	2,384		
	計画人口	人	196,600		
	計画汚水量（日最大）	ℓ/人/日	481		
	管渠延長	m	合流 122,292 分流汚水 337,505 分流雨水 41,085		
	事業期間	—	昭和44年12月12日から令和10年3月31日		

（出所：上下水道事業統計年報（令和3年度版）より監査人加工）

また、市下水道事業の合流区域と分流区域の現況は【図表8】のとおりであり、処理区域の多くの区域で分流式下水道の管渠が整備されており、分流区域が行政区域面積の75.1%を占める状況となっている。

【図表8 処理区域の現況】

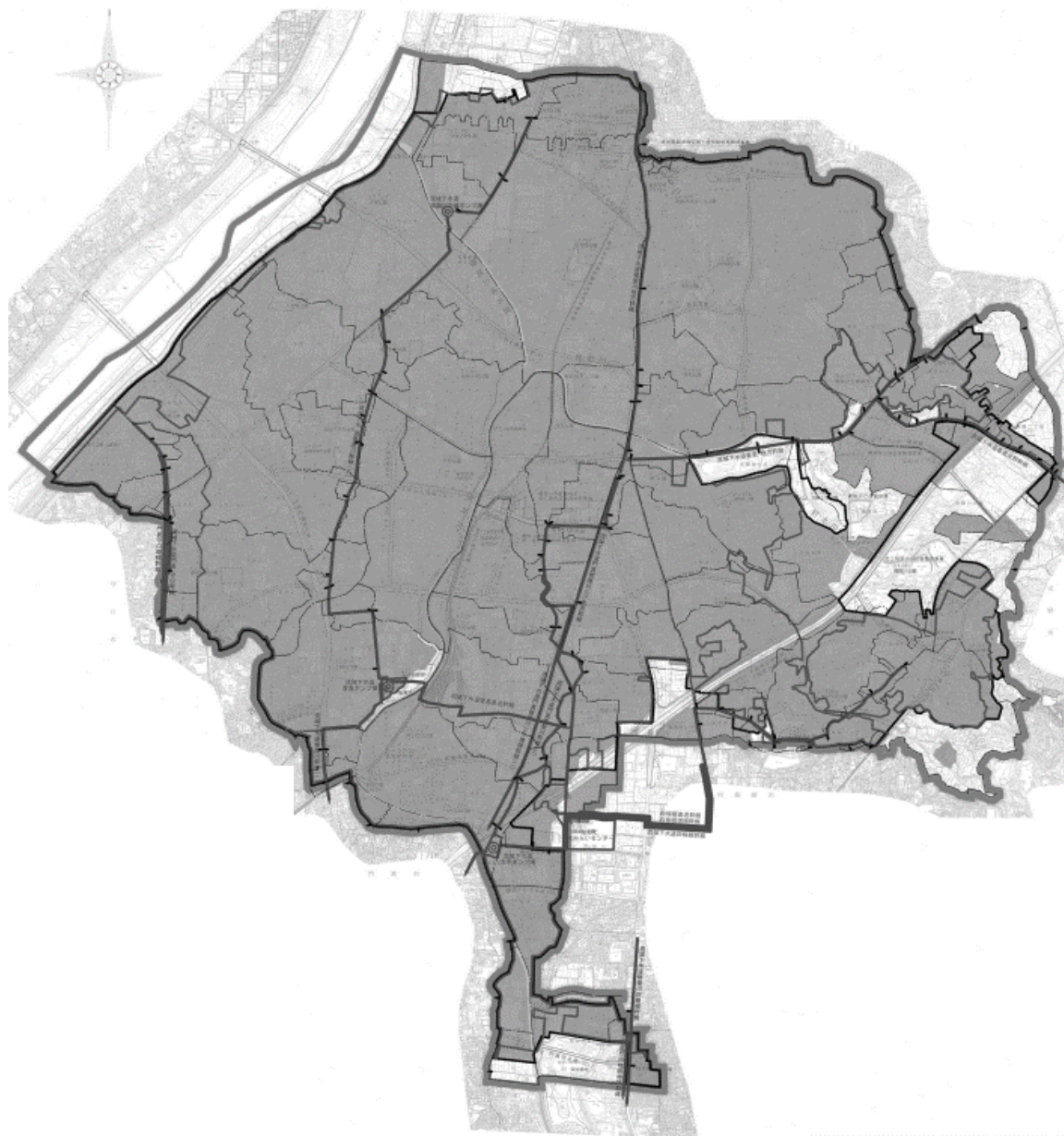
区分	単位	合流区域	分流区域	合計
行政区域内人口	人	54,876	173,641	228,517
世帯数	世帯	26,855	84,864	111,719
行政区域面積	ha	594	1,790	2,384
汚水整備面積	ha	466	1,346	1,812
汚水整備区域内人口	人	54,725	173,172	227,897
人口普及率	%	99.7	99.7	99.7
水洗化人口	人	53,959	170,747	224,706
水洗化率	%	98.6	98.6	98.6
雨水整備面積	ha	554	257	811
雨水整備進捗率	%	93.3	14.4	34.0

※令和4年3月31日現在

（出所：上下水道事業統計年報（令和3年度版））

市下水道事業の汚水処理区域図は、【図表9】のとおりである。ここで示されているグレー部分が整備済みの箇所をあらわしており、市域の多くの地域で下水道が普及している状況にある。

【図表9 処理区域図（汚水）】



(出所：寝屋川都市計画下水道図より監査人加工)

### (3) 事業の状況

市下水道事業は、汚水処理施設については、市の全域に管渠を敷設しており、行政区域内人口の99.7%が利用可能となっている。雨水処理施設については、近年増加傾向にある短時間豪雨等による浸水の防除を図るため、公共下水道雨水対策事業として高宮ポンプ場整備事業を推進し、令和5年3月にポンプ場全体の工事が完了している。今後は、施設の維持管理機能保全を中心に進めることとなっている。市下水道事業の事業規模は【図表10】のとおりである。

る。

【図表 10 市下水道事業の事業規模】

項目	単位	令和 3 年度
行政区域内人口	人	228, 517
全体計画人口	人	196, 600
現在処理区域内人口	人	227, 897
処理区域内人口普及率	%	99. 7
行政区域面積	h a	2, 470
全体計画面積	h a	2, 384
現在処理区域内面積	h a	1, 812
年間有収水量	m <sup>3</sup>	23, 251, 572

※令和 4 年 3 月 31 日現在

(出所：上下水道事業統計年報（令和 3 年度版）)

#### (4) 施設の状況

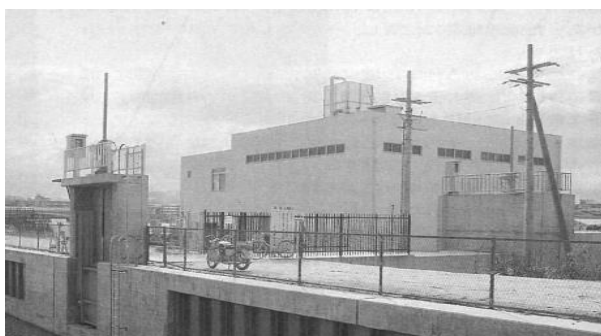
「(2) 計画及び現況」にて記載のとおり、汚水処理は市が接続する寝屋川北部流域下水道の処理場で対応しており、市単独で終末処理場は有していない。そのため、市下水道事業が有する施設としては、管渠、ポンプ場、マンホールポンプ等が主なものとなっている。主要なポンプ場の概要については、【図表 11】のとおりである。

【図表 11 ポンプ場の概要】

項目	南前川ポンプ場	大和ポンプ場	高宮ポンプ場
所在地	寝屋川市幸町地内	寝屋川市成美町地内	寝屋川市小路南町地内
供用開始	昭和 58 年 4 月	平成 12 年 4 月	令和 4 年 12 月
集水面積	81. 3 ha	31 ha	108. 8 ha
ポンプ能力	190 m <sup>3</sup> /分	154 m <sup>3</sup> /分	600 m <sup>3</sup> /分
敷地面積	2, 911 m <sup>2</sup>	287. 6 m <sup>2</sup>	3, 900 m <sup>2</sup>
延床面積	429. 0 m <sup>2</sup>	127. 5 m <sup>2</sup>	1, 762. 6 m <sup>2</sup>

(出所：市提供資料より監査人加工)

【図表 12 南前川ポンプ場】



【図表 13 高宮ポンプ場】



### 3. 財政の状況

#### (1) 財務諸表

市下水道事業は、地方公営企業法を全部適用しており、地方公営企業会計制度に基づく財務諸表を決算時に作成することが求められている。市下水道事業の過去3年間の損益計算書、資本的収支、貸借対照表の推移は、以下のとおりである。

#### ① 損益計算書

【図表 14 過去3年間の損益計算書】

(単位：円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<b>1. 営業収益</b>	<b>4,564,277,603</b>	<b>4,538,417,603</b>	<b>4,438,664,775</b>
(1) 下水道使用料	3,176,579,977	3,153,625,717	3,089,533,434
(2) 雨水処理負担金	1,386,689,226	1,373,657,786	1,347,694,261
(3) 受託工事収益	0	10,009,600	0
(4) その他営業収益	1,008,400	1,124,500	1,437,080
<b>2. 営業費用</b>	<b>4,350,190,911</b>	<b>4,343,882,002</b>	<b>4,394,308,017</b>
(1) 管渠費	76,151,064	72,244,696	85,913,955
(2) ポンプ場費	37,471,258	38,914,506	30,510,907
(3) 流域下水道管理費	1,235,037,776	1,223,711,838	1,268,855,458
(4) 普及促進費	12,191,992	12,196,195	6,826,612
(5) 業務費	88,392,848	89,786,972	91,909,056
(6) 総係費	40,808,944	39,950,621	40,276,848
(7) 減価償却費	2,860,137,029	2,867,077,174	2,870,015,181
<b>営業利益</b>	<b>214,086,692</b>	<b>194,535,601</b>	<b>44,356,758</b>
<b>3. 営業外収益</b>	<b>941,285,829</b>	<b>945,903,756</b>	<b>916,596,680</b>
(1) 受取利息	11,874	20,409	77,776
(2) 他会計負担金	152,579,738	138,420,100	129,353,933
(3) 補助金	0	0	12,000,000
(4) 長期前受金戻入	730,886,822	734,609,317	733,499,307
(5) 雑収益	57,807,395	72,853,930	41,665,664
<b>4. 営業外費用</b>	<b>823,805,745</b>	<b>701,318,222</b>	<b>569,015,379</b>
(1) 支払利息	704,835,483	599,145,769	512,736,766
(2) 雑支出	118,970,262	102,172,453	56,278,613
<b>経常利益</b>	<b>331,566,776</b>	<b>439,121,135</b>	<b>391,938,059</b>
<b>5. 特別利益</b>	<b>1,232,728</b>	<b>244,072</b>	<b>0</b>
<b>6. 特別損失</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当年度純利益</b>	<b>332,799,504</b>	<b>439,365,207</b>	<b>391,938,059</b>

(出所：寝屋川市下水道事業会計決算書をもとに監査人作成)

令和4年度の営業収益の合計は、4,439百万円となっており、そのうち、下水道使用料が3,090百万円と営業収益の約7割を占めている。下水道使用料は、処理区域内人口の減少や節水機器の普及等により有収水量が逡減し、これに伴い逡減する傾向が続いている。

同じく営業費用の合計は、4,394百万円であり、主な内訳は、固定資産に係る減価償却費が2,870百万円、寝屋川北部流域下水道の維持管理負担分である流域下水道管理費が1,269百万円計上されている。

営業外収益は、917百万円であり、そのうち長期前受金戻入が733百万円と約8割を占めている。長期前受金戻入は、固定資産の購入、建設等にあたって、国や府からの補助金等を受けた場合、一旦、長期前受金として負債に計上し、当該固定資産の減価償却に応じて長期にわたって収益化するものである。

営業外費用は、569百万円であり、そのうち支払利息が513百万円と約9割を占めている。一時借入金利息や下水道施設の整備にあたって実施した起債に係る利息が計上されている。

上記の結果、令和4年度の当年度純利益は392百万円となっている。過去3年間の推移でいくと、営業利益は、下水道使用料の減少及び流域下水道管理費等の各種費用の増加で大きく減少傾向にある一方で、起債の償還の進行により支払利息が大きく減少している結果、当年度純利益は3億円から5億円の間で増減して推移している。

## ② 資本的収支

【図表 15 過去3年間の資本的収支】

(単位：円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<b>資本的収入</b>	<b>5,340,920,966</b>	<b>5,451,063,401</b>	<b>4,968,080,520</b>
1. 企業債	3,388,300,000	3,518,700,000	3,764,600,000
2. 補助金	1,435,500,000	1,413,900,000	674,368,000
3. 他会計出資金	515,837,376	516,534,931	525,947,400
4. 工事負担金	283,590	928,470	2,165,120
5. 固定資産売却代金	0	0	0
6. その他資本的収入	1,000,000	1,000,000	1,000,000
<b>資本的支出</b>	<b>7,155,543,089</b>	<b>7,601,568,226</b>	<b>7,719,721,591</b>
1. 建設改良費	1,977,622,981	2,522,055,871	1,957,229,102
2. 企業債償還金	5,176,920,108	5,078,512,355	5,761,492,489
3. その他資本的支出	1,000,000	1,000,000	1,000,000

(出所：寝屋川市下水道事業会計決算書をもとに監査人作成)

令和4年度の資本的収入の合計は、4,968百万円となっており、そのうち企業債が3,765百万円と約75%を占めている。同じく資本的支出の合計は、7,720百万円となっており、そのうち企業債償還金が5,761百万円と約75%を占めている。

## ③ 貸借対照表

【図表 16 過去3年間の貸借対照表】

(単位：円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<b>資産の部</b>	<b>83,560,914,439</b>	<b>82,981,273,998</b>	<b>80,945,009,004</b>
<b>1. 固定資産</b>	<b>80,034,521,745</b>	<b>79,607,622,088</b>	<b>78,701,502,769</b>
(1) 有形固定資産	68,144,786,196	67,575,729,625	66,647,874,044
イ 土地	750,479,621	750,479,621	750,479,621
ロ 建物	104,940,314	100,804,913	2,942,414,809
ハ 構築物	61,475,119,673	59,195,252,255	60,919,335,020
ニ 機械及び装置	129,709,729	112,682,978	1,617,062,981
ホ 工具器具備品	1,535,471	1,178,755	822,039
ヘ 建設仮勘定	5,683,001,388	7,415,331,103	417,759,574
(2) 無形固定資産	11,889,735,549	12,031,892,463	12,053,628,725
イ 施設利用権	11,888,251,549	12,030,408,463	12,052,108,725
ロ 電話加入権	1,484,000	1,484,000	1,520,000
<b>2. 流動資産</b>	<b>3,526,392,694</b>	<b>3,373,651,910</b>	<b>2,243,506,235</b>
(1) 現金預金	2,021,774,173	2,054,913,195	1,766,156,693
(2) 未収金	1,083,024,330	978,657,021	481,581,464
貸倒引当金	△2,654,809	△1,918,306	△4,231,922
(3) 前払金	424,249,000	342,000,000	0
<b>負債の部</b>	<b>68,976,641,423</b>	<b>67,441,100,844</b>	<b>64,486,950,391</b>
<b>3. 固定負債</b>	<b>39,910,944,860</b>	<b>37,666,099,897</b>	<b>36,699,556,752</b>
(1) 企業債	39,880,863,862	37,638,071,373	36,672,299,005
(2) 退職給付引当金	30,080,998	28,028,524	27,257,747
<b>4. 流動負債</b>	<b>6,511,247,662</b>	<b>7,218,221,649</b>	<b>5,667,878,208</b>
(1) 企業債	5,042,112,355	5,725,092,489	4,693,972,368
(2) 未払金	1,457,549,539	1,482,050,461	962,867,693
(3) 前受金	55,705	55,705	293,305
(4) 引当金	8,685,000	8,162,000	8,003,000
イ 賞与引当金	7,280,000	6,845,000	6,693,000
ロ 法定福利費引当金	1,405,000	1,317,000	1,310,000
(5) 預り金	2,845,063	2,860,994	2,741,842
<b>5. 繰延収益</b>	<b>22,554,448,901</b>	<b>22,556,779,298</b>	<b>22,119,515,431</b>
(1) 長期前受金	28,290,577,220	29,027,516,934	29,323,752,374
(2) 収益化累計額	△5,736,128,319	△6,470,737,636	△7,204,236,943
<b>資本の部</b>	<b>14,584,273,016</b>	<b>15,540,173,154</b>	<b>16,458,058,613</b>

6. 資本金	12,792,018,839	13,708,553,770	14,534,501,170
7. 剰余金	1,792,254,177	1,831,619,384	1,923,557,443
(1) 資本剰余金	262,608,975	262,608,975	262,608,975
(2) 利益剰余金	1,529,645,202	1,569,010,409	1,660,948,468
負債資本合計	83,560,914,439	82,981,273,998	80,945,009,004

(出所：寝屋川市下水道事業会計決算書をもとに監査人作成)

令和4年度における総資産は、80,945百万円、負債合計は64,487百万円、資本合計は16,458百万円となっている。

下水道事業は装置産業であり、一般に多額の投資を必要とするため、市下水道事業においても総資産のうち97.2%が固定資産となっている。固定資産の中でも有形固定資産は、下水道事業の運営にあたって重要な資産となるが、総資産の82.3%を占めている。そのうち、管渠などの構築物60,919百万円、建物2,942百万円、機械及び装置1,617百万円などが主なものとなっている。また、無形固定資産が12,054百万円計上されているが、そのうち流域下水道に対する施設利用権が12,052百万円と多くを占めている。

また、負債合計のうち、企業債が56.9%、長期前受金が34.3%を占めており、主なものとなっている。企業債は償還の進行により概ね減少傾向で推移しているが、現在の企業債残高の水準を事業規模も加味した指標（企業債残高対事業規模比率）で分析すると、他団体に比して多くの企業債残高を有している状況となっている。

資本合計については、毎年度の当年度純利益が利益剰余金に計上されていること及び一般会計出資金の資本金への組入れによる変動となっている。

## (2) 経営指標

地方公営企業の経営状況を利用者等に周知するため、毎年度、各種経営指標の数値についての経年推移や同規模の類似団体※との比較分析を行う経営比較分析表を作成し、その内容を公表している。具体的には、経営の健全性・効率性を示す8つの指標（①経常収支比率、②累積欠損金比率、③流動比率、④企業債残高対事業規模比率、⑤経費回収率、⑥汚水処理原価、⑦施設利用率、⑧水洗化率）と老朽化の状況を示す3つの指標（①有形固定資産減価償却率、②管渠老朽化率、③管渠改善率）について、各事業で算出し、類似団体等と比較することで、各事業の経営の健全性・効率性や老朽化の状況を分析するものとなっている。

過去3年間の市下水道事業における経営比較分析表の内容は【図表17】のとおりである。

【図表17 過去3年間の経営比較分析表の推移】

1. 経営の健全性・効率性				
指 標		令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 経常収支比率 (%)	市下水道事業	105.0	106.4	108.7
	類似団体平均	109.0	107.1	108.0
② 累積欠損金比率 (%)	市下水道事業	0.0	0.0	0.0
	類似団体平均	0.3	0.6	0.7
③ 流動比率 (%)	市下水道事業	52.6	54.2	46.7
	類似団体平均	71.2	77.7	86.6
④ 企業債残高対事業規模比率 (%)	市下水道事業	922.8	901.8	873.2
	類似団体平均	517.3	485.6	463.9
⑤ 経費回収率 (%)	市下水道事業	101.0	102.3	104.9
	類似団体平均	99.9	100.0	103.4
⑥ 汚水処理原価 (円)	市下水道事業	136.0	132.3	129.2
	類似団体平均	112.4	110.2	110.3
⑦ 施設利用率 (%)	市下水道事業	-	-	-
	類似団体平均	63.0	64.9	65.7
⑧ 水洗化率 (%)	市下水道事業	98.5	98.6	98.6
	類似団体平均	97.0	97.7	97.6
2. 老朽化の状況				
① 有形固定資産減価償却率 (%)	市下水道事業	21.0	24.0	26.9
	類似団体平均	24.5	23.4	24.6
② 管渠老朽化率 (%)	市下水道事業	0.0	0.0	0.7
	類似団体平均	7.7	8.2	9.4
③ 管渠改善率 (%)	市下水道事業	0.0	0.0	0.4
	類似団体平均	0.2	0.1	0.2

(出所：寝屋川市下水道事業の経営比較分析表をもとに監査人作成)



※ 類似団体とは、経営分析や経営戦略の策定を進める上で有益な情報を得るほか、議会や住民に対する経営状況の説明に活用する目的で、総務省が各団体に「経営比較分析表」の作成及び公表を求めるにあたり、①処理区域内人口区分、②処理区域内人口密度区分、③供用開始後年数区分の類似する団体として設定しているものである。なお、市下水道事業は、処理区域内人口区分 10 万人以上、処理区域内人口密度区分 100 人/ha 以上、供用開始後年数 25 年以上の類似団体区分（A a 1）に属している。

令和 3 年度における上記分析表にかかる市下水道事業の分析結果は、下記のとおりである。

### 1. 経営の健全性・効率性について

経常収支比率が昨年度と比較して改善したのは、経常経費の抑制に努めた結果、収益の減少以上に費用が減少したことに起因するものであり、同比率が 100.0%を上回っていることから収支のバランスが取れた経営ができていると分析することができる。

流動比率は前年度と比較して悪化した。また、類似団体の平均値を下回る結果となっている。

企業債残高対事業規模比率は、公共用水域の水質保全、浸水の防除を目的に積極的に下水道の整備に取り組んできたことから、企業債残高が大きくなっており、類似団体平均を上回る結果となっている。

経費回収率は 100.0%を上回っており、下水道使用料で汚水処理経費が賄えていることを示しているものの、流域下水道維持管理負担金が高い水準で推移しており、引続き留意が必要である。

施設利用率について、本市は市単独で終末処理場を保有せず、寝屋川北部流域下水道で下水の処理を行っていることから計上していない。

### 2. 老朽化の状況について

老朽化を示す指標について、有形固定資産減価償却率は増加傾向にあり、類似団体の平均値を上回る数値となっており、老朽化した施設や設備を適切に維持管理する必要がある。

管渠老朽化率については、本市の公共下水道は昭和 47 年度に供用を開始しており、法定耐用年数に達していない資産が大半を占めることから、類似団体平均を下回っているが、令和 3 年度から耐用年数を超える管渠が出てきている。

また、管渠改善率が令和 3 年度から類似団体の平均値を大きく上回ったのは、ポンプ場の建設に伴う管渠更新延長のためである。

### 3. 全体総括

下水道事業については人口減少、節水型生活様式の進展に伴う使用料収入の減少など厳しい経営環境が続く中においても、健全経営を堅持しつつ、公共用水域の水質改善、浸水の防除という下水道がもつ本来の役割を維持向上させていく必要がある。

今後においては、平成30年度に策定したストックマネジメント実施方針に基づき更新需要の平準化を図るとともに、令和元年度に策定した上下水道事業経営戦略に基づき投資と財政が均衡する事業経営を行っていく必要がある。

(出所：経営比較分析表（令和3年度）)

なお、経営比較分析表に示されている経営の健全性・効率性を示す8つの指標（①経常収支比率、②累積欠損金比率、③流動比率、④企業債残高対事業規模比率、⑤経費回収率、⑥汚水処理原価、⑦施設利用率、⑧水洗化率）と老朽化の状況を示す3つの指標（①有形固定資産減価償却率、②管渠老朽化率、③管渠改善率）の算定方法と意味は【図表18】のとおりである。

一つの指標で経営全体をまとめて示す指標はないため、複数の指標の組み合わせや比較により分析することが有用である。

【図表18 経営指標の内容】

指標	算定方法	指標の意味
①経常収支比率 (%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。
②累積欠損金比率 (%)	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標である。
③流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。
④企業債残高対事業規模比率 (%)	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。
⑤経費回収率 (%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}} \times 100$ (公費負担分を除く)	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。

⑥ 汚水処理原価 (円)	$\frac{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}} \times 100$	有収水量 1 m <sup>3</sup> 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。
⑦ 施設利用率 (%)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。
⑧ 水洗化率 (%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標である。
① 有形固定資産減価償却率 (%)	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。
② 管渠老朽化率 (%)	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示している。
③ 管渠改善率 (%)	$\frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

(出所：総務省 経営指標の概要 (下水道事業))

## 4. 料金体系

### (1) 料金体系の推移

市の下水道使用料は、昭和 47 年度の制定から 8 回の改定（うち、2 回は消費税率の改定に伴う転嫁）を経て、現在の使用料体系となっている。当初は、汚水排出量が大量となるほど 1 m<sup>3</sup> 当たりの使用料単価を高く算定する累進従量制が採用されていた。その後、昭和 57 年度の改定から基本料金制が採用され、現在の使用料体系と同じ基本使用料と累進性の従量使用料（超過料金）を徴収する使用料体系となっている。

市の下水道使用料の改定及び料金体系の推移は【図表 19】のとおりである。

【図表 19 料金改定及び料金体系の推移】

改定年度	料金体系	平均改定率
昭和 51	累進従量制	129.0%
昭和 54	累進従量制	64.0%
昭和 57	基本料金制	66.8%
平成 9	基本料金制	17.6%
平成 16	基本料金制	19.8%
平成 21	基本料金制	20.4%
平成 26	基本料金制	消費税率の改定（8%）に伴う転嫁
令和元	基本料金制	消費税率の改定（10%）に伴う転嫁

（出所：市提供資料より監査人作成）

現在の使用料体系は、【図表 20】のとおり二部使用料制で、基本使用料 8 m<sup>3</sup> を設定したうえで、累進性の従量使用料（超過料金）を徴収する使用料体系となっている。

【図表 20 寝屋川市の下水道事業の使用料体系（1 か月、税抜き）】

汚水の種別	基本料金		超過料金	
	汚水量(m <sup>3</sup> )	金額(円)	汚水量 (m <sup>3</sup> )	1 m <sup>3</sup> (円)
一般汚水	8まで	652	9 ~ 20	128
			21 ~ 30	157
			31 ~ 50	194
			51 ~ 100	216
			101 ~ 200	247
			201 ~ 300	268
			301 ~ 500	284
			501 ~ 1,000	290
			1,001以上	296
浴場汚水	1 m <sup>3</sup> につき			29

（出所：市ホームページ）

### 第3 監査の結果及び意見

#### 1. 監査の結果及び意見の総括

本年度の包括外部監査における監査の結果は3件、意見は30件であった。

#### 2. 監査の結果及び意見の一覧

本年度の包括外部監査における指摘について、類型ごとの一覧に整理した。

項目 (該当頁)	指摘事項	結果 意見
下水道事業 全般	市下水道事業の職員配置（特に事務職員）について、今後、近い将来に発生すると想定される職員の退職や異動を踏まえて、新たな職員の補充、年齢構成と経験年数の平準化等も含めて検討し、持続可能で安定的な経営を行えるように組織体制の充実を図ることが望まれる。	意見
1. 経営戦略 に基づく経営 管理全般	① 経営戦略において測定指標・目標として記載している「企業債償還元金対減価償却費率」について、算定式を誤って採用していた。	結果
	② 経営戦略における「経営分析の結果」について、経営指標を用いた経営分析を行う際には、数値の羅列にとどまらず、原因分析まで行うことが望まれる。	意見
	③ 選択した経営指標には、課題抽出や目標設定において必ずしも適していないと見込まれる指標が含まれている。経営戦略を今後見直す際には、市の状況を踏まえ、課題抽出に適した経営指標を選択し、経営分析を行うことが望まれる。	意見
	④ 事業報告書における経営指標と経営戦略の測定指標・目標として設定した経営指標を整合させることで、経営戦略と決算をリンクさせ、より効果的・効率的なPDCAサイクルを実行することが可能になると考えられるため、両者を整合させることが望まれる。	意見
	⑤ 使用料収入の算出に際して、単純に全体を人口に比例させるのではなく、使用者区分に沿って使用料収入の将来推計を行うことが望ましい。	意見
	⑥ 経営戦略を今後見直す際には物価変動についても検討し、その結果を経営戦略に記載し、必要に応じて投資・財政計画に反映させることが望まれる。	意見
	⑦ 「投資・財政計画」について、毎年度の決算が確定した時点で、投資・財政計画における計画値と決算実績値との間での比較分析は実施しているが、投資・財政計画の更新、すなわち決算実績	意見

	<p>値を投資・財政計画に反映したうえでの、将来計画値の見直し（再シミュレーション）は行っていないため、毎年度の決算が確定した時点で、その決算実績値を反映したうえでの、投資・財政計画の更新を実施することが望まれる。</p>	
2. 投資	<p>① 雨水対策を進めているものの、雨水事業全体としての具体的な整備計画については策定していない。雨水事業全体としての具体的な整備計画を策定し、計画的に雨水対策を進めることが望まれる。</p>	意見
	<p>② 下水道ストックマネジメント実施方針では、平均改築投資額は約9.1億円/年、当初10年間でも平均約4億円/年の改築投資が必要との試算となっているが、下水道ストックマネジメント計画に定める改築実施計画における改築投資額は0.85億円/年と下水道ストックマネジメント実施方針を大幅に下回る水準となっている。実際の管渠や施設の状況を勘案し、試算の基礎となる被害規模（影響度）や発生確率（不具合の起こりやすさ）を再設定することなどにより、実態に見合うように検討されたい。</p>	意見
3. 使用料	<p>① 今後、経営戦略の改定時に使用料改定の要否についても検討する予定であるとのことであるが、検討にあたっては事前に①使用料改定の必要性の判断基準、②使用料対象経費の範囲及び算定方法といった検討方針を整理したうえで、当該方針において定期的な使用料改定の必要性の検討についても明確化することが望まれる。</p>	意見
	<p>② 下水道使用料の適正化の検討にあたっては、特に①基本使用料収入と従量使用料収入の割合の見直し、②従量使用料の累進度の見直し、③大口需要家への配慮といった点について十分に検討し、経営環境が悪化するなかで使用料収入減少の影響を受けにくい使用料体系を実現することが望まれる。</p>	意見
4. 企業債	<p>① 下水道事業としての健全な財政状況を確保しつつ、世代間の公平性を実現するために、企業債の発行額や残高目標についての管理方針を明確化することが望まれる。</p>	意見
	<p>② 資本費平準化債をこれまで発行額満額まで発行してきたことにより、今後は資本費平準化債の発行可能額が縮減してゆく状況が想定される。現状では償還財源不足額に対する財源確保策について、具体的な検討や試算が出来ていないため、償還財源不足額について十分に試算を行ったうえで、具体的な財源確保策について早急に検討することが望まれる。</p>	意見
5. 一般会計繰入金	<p>① 雨水処理に要する経費の一般会計繰入金の算定にあたって、合流式の管渠について、分流式で建設した場合における雨水管渠</p>	意見

	と污水管渠の建設費割合の算定が困難な状況にあるため、便宜的に地方財政措置の雨水と污水の割合を利用して算定することとしている。昭和 56 年総務省通知に従い、実態に即した算定ができるように、基礎情報の整理を行うことが望ましい。	
6. 収入及び債権管理	① 多額の滞納額を有する債務者については、財産調査や短期間での回収を図れるように期限を定めて債権回収計画を策定することが望ましい。さらに、下水道使用料を滞納している場合、市民税等も滞納している可能性があるため、市民サービス部等の他部署との連携を図り、より実効性のある債権回収計画を策定することが望まれる。	意見
	② 下水道使用料の徴収事務に要する費用の単価については、平成 22 年度において当時の委託料等をベースに算定されたものであるが、現在の物価水準に基づいて算出し、単価の見直しを図ることが望まれる。	意見
7. 出納管理	① 窓口収納の現金を委託業者が一時的に保管する金庫内を確認したところ、少額ではあるが市下水道事業に関係がない現金が封筒に入れられた状態で保管されていた。窓口収納の現金との混同を防止する観点から、明瞭に区分して保管するように委託業者に指導すべきである。	結果
	② 委託業者から収納金出納簿は、経営総務課に不定期に報告がなされているが、委託業者が窓口現金出納義務を適切に果たしているかを経営総務課が定期的に報告を受け、監督することが望ましい。	意見
	③ 金銭の支払については、支払金額を記入した小切手を、上下水道局から徒歩で 100 メートル程度の距離にある別棟の寝屋川市役所内に設置されているりそな銀行窓口まで持参することで実施している。運搬に伴う様々なリスクの回避や出納事務の効率化を図るため、小切手以外の他の支払方法への変更を検討することが望まれる。	意見
8. 契約管理	① 令和 4 年度の委託契約のうち、「下水道施設緊急復旧業務委託」及び「下水道施設清掃業務委託」については、複数社との随意契約となっているが、「随意契約理由書」が文書によって作成、保管されていないため、作成、保管することが望ましい。	意見
	② 令和 4 年度の委託契約のうち、「下水道施設緊急復旧業務委託」及び「下水道施設清掃業務委託」の仕様書の内容を確認したところ、全体的に簡潔な記載となっており、業務内容が読み取りにくい。委託者と受託者との間に認識の齟齬を起こさないように、透明性を確保して記載すべきである。	意見

9. 固定資産管理	① 法適用化以前に取得した固定資産について、固定資産台帳上、当初取得時の取得価額や当初耐用年数等の情報が入力、管理されていない。内部の経営管理上、これらの情報に基づいて、適正な有形固定資産減価償却率を算出し、今後の資産管理に活用すべきである。	意見
	② 償却資産に係る固定資産台帳を確認したところ、資産の取得財源の全額が「自己資金」となっている資産が発見された。これについて、企業債の充当または下水道使用料収入等の自己財源により取得した固定資産については、固定資産台帳上、それらの財源が区分されずに全て「自己資金」として整理されているとのことである。今後取得する資産については、固定資産台帳上、取得財源を企業債と自己財源に区分して整理することが望まれる。	意見
	③ 市下水道事業の固定資産台帳の様式上、資産の詳細な説明を記載する項目として「附記」情報があり、当該項目へ資産の説明を記載することで、資産の詳細な内容を記録できるものとなっている。しかしながら、「附記」列への記載が不十分で、固定資産台帳を見ただけでは資産の内容が適切に把握できない資産が発見された。今後取得する資産に係る附記情報の記載ルールを明確化することが望まれる。	意見
	④ 固定資産台帳を確認したところ、管渠施設について、「数量」列に「1式」と入力されていて管渠の延長（m）が入力されておらず、「附記」列においても管渠延長の記載がない資産が散見された。これらの資産について一部除却を実施した場合、当該一部除却の事実をどのように固定資産台帳に反映するかが課題となる。除却発生時にスムーズに処理できるように、除却時に想定している会計処理について整理するとともに文書化することが望まれる。	意見
	⑤ 固定資産実査の実施にあたっては、担当者の裁量に委ねられており、実査の手順やチェックすべきポイント等がまとめられた手順書が整理されていない。異動後間もない初任者でも実施できるように、実査の視点や実査の手順等を整理した監査手順書を作成することが望ましい。	意見
	⑥ 市下水道事業では管渠について下水道台帳を整理しているものの、固定資産台帳との連携が図られていない。今後の固定資産管理の観点から下水道台帳と固定資産台帳の連携を図るように検討を行うことが望まれる。	意見
	⑦ 南前川ポンプ場について、現地視察を実施した際、ポンプ場の入口へ続く道路脇の屋外倉庫に使用されていないガスボンベが残	意見



	置されていた。使用予定のない不要物については適宜廃棄を行うことが望まれる。	
10. 会計	① 予算書・決算書において、退職給付引当金に関する重要な会計方針に係る注記として、引当金の計上方法について開示を行っているが、一般会計等が負担する額の具体的な金額が明示されていないため、明示すべきである。	結果
	② 利益処分によって未処分利益剰余金のうち減債積立金の取り崩し相当額を資本金に組み入れる処理を毎年度継続している。今後は、これまでのように一律に減債積立金の取り崩し相当額を資本組み入れするのではなく、資本組み入れの方針を定めて運用していくことが望まれる。	意見
	③ キャッシュ・フロー計算書において、「その他流動負債の増減額」という項目が用いられているが、同項目の内容としては、全て「預り金の増減」を示したものである。従って、「預り金の増減額」として開示することが望まれる。	意見
	④ キャッシュ・フロー計算書上、引当金については、「引当金の増減額」と「貸倒引当金の増減額」が並記されている。各引当金の増減を全て個別に示すか、貸倒引当金の増減についても「引当金の増減額」としてまとめるか、どちらかの表記方法に統一して開示することが望まれる。	意見